

表4

計量証明検査手数料一覧表

令和7年4月1日施行

計量器の種類	区 分	手 数 料
質量計		表5に記載
騒音計	使用最大周波数8,000Hz以下のもの	23,300円
	使用最大周波数8,000Hzを超えるもの	37,600円
振動レベル計		33,000円
濃度計	(1)ジルコニア式酸素濃度計	95,400円
	(2)磁気式酸素濃度計	95,400円
	(3)溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	125,600円
	(4)紫外線式二酸化硫黄濃度計	94,800円
	(5)紫外線式窒素酸化物濃度計	105,900円
	(6)非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	100,400円
	(7)非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	115,400円
	(8)非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	101,400円
	(9)化学発光式窒素酸化物濃度計	108,200円
	(10)ガラス電極式水素イオン濃度指示計	26,300円

注1 非自動はかりの最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)または表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)が、ひょう量の10,000分の1未満である場合にあっては、当該非自動はかりに係る手数料の金額は、この表に定める手数料の金額の2倍に相当する金額とする。

- 環境計量器の濃度計のうち(4)に掲げる濃度計と(5)に掲げる濃度計とが構造上一体となっているものにあっては、(4)に掲げる濃度と(5)に掲げる金額とを合算して得た金額から50,900円を減ずるものとする。
- 環境計量器の濃度計のうち(6)から(8)までに掲げる濃度計で2以上の検出部を有するものにあっては、検出部が1増すごとに(6)から(8)までに掲げる金額の5割に相当する金額を加算するものとする。
- 環境計量器の濃度計のうち(4)から(9)までに掲げる濃度計で4以上の表示機構を有するものにあっては、表示機構が3を超えて1増すごとに(4)から(9)までに掲げる金額に22,100円を加算するものとする。
- 知事が指定する場所以外の場所で計量証明検査を行う場合にあっては、当該計量証明検査に使用する検査用具の運搬に要する費用として知事が別に定める額および当該計量証明検査を行う職員1人につき1,250円を加算するものとする。

※1 質量計にあっては、指定計量証明検査機関である(一社)滋賀県計量協会が指示する方法に「より納付する。

※2 滋賀県計量法関係手数料収入証紙の売りさばき人は(一社)滋賀県計量協会(草津市川原町149番1)

表5

計量証明検査手数料一覧表

令和7年4月1日施行

種類別 能力別	機械式はかり		電気式はかり・光電式はかり	
	手数料(円) (A)	精度が10000分の1 未満の手数料(円) (B)	手数料(円) (A)	精度が10000分の1 未満の手数料(円) (B)
棒はかり				
ばね式指示はかり(直線目盛に限る)	270円	—	—	—
ひょう量が100kg以下のもの	500円	1,000円	1,500円	3,000円
ひょう量が100kgを超え250kg以下のもの	900円	1,800円	1,800円	3,600円
ひょう量が250kgを超え500kg以下のもの	1,600円	3,200円	2,300円	4,600円
ひょう量が500kgを超え1トン以下のもの	2,100円	4,200円	3,200円	6,400円
ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	3,800円	7,600円	3,800円	7,600円
ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの	7,100円	14,200円	7,100円	14,200円
ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの	11,000円	22,000円	11,000円	22,000円
ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの	15,300円	30,600円	15,300円	30,600円
ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの	19,500円	39,000円	19,500円	39,000円
ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの	22,000円	44,000円	22,000円	44,000円
ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの	30,400円	60,800円	30,400円	60,800円
ひょう量が50トンを超えるもの	52,300円	104,600円	52,300円	104,600円
分銅、定量おもり、定量増おもり	1個につき10円			

注1 非自動はかりの最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)または表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)が、ひょう量の10,000分の1未満である場合にあっては、当該非自動はかりに係る手数料の金額(B)欄は、(A)欄に定める手数料の金額の2倍に相当する金額とする。

2 知事が指定する場所以外の場所で検査を行う場合にあっては、当該検査に使用する検査用具の運搬に要する費用として知事が別に定める額および当該検査を行う職員1人につき1,250円を加算するものとする。

手数料の納付方法: 質量計にあっては指定計量証明検査機関(一般社団法人滋賀県計量協会)が指示する方法による。